

京都市避難所運営マニュアル

【別冊】感染症対策編

令和2年5月作成

(令和6年7月改正版)

京 都 市

- ☆ この別冊は、「避難所運営マニュアル」に記載していない、感染症対策をまとめたものです。「避難所運営マニュアル」と併せて活用し、感染症対策を徹底してください。
- ☆ この別冊は、現時点の状況を基にまとめたものであり、今後、必要に応じて改正する可能性があります。

1 平時の事前準備

- 避難所等が過密状態になることを避けるため、地域の方々に、以下の周知を行う。

- ◆ 避難の必要がない方には避難いただかないこと、安全な親戚・知人宅への避難なども検討いただきたいこと。
- ◆ 避難する際の注意事項（マスクの着用（※）、持ち物（マスク、アルコール消毒液、体温計、食料、水、常備薬など）の確認）
- ◆ 避難所等での注意事項（受付での体調チェックへの協力、会話ルール等）

※ 避難所内では、マスクの着用を推奨する。ただし、新型コロナウイルス等の感染症発症後（無症状の場合は検体採取日）、10日間が経過するまでの方（本マニュアルにおいて以下「感染症発症者」という。）は、マスク着用の徹底を求める。マスク着用の考え方の詳細については、4ページを参照

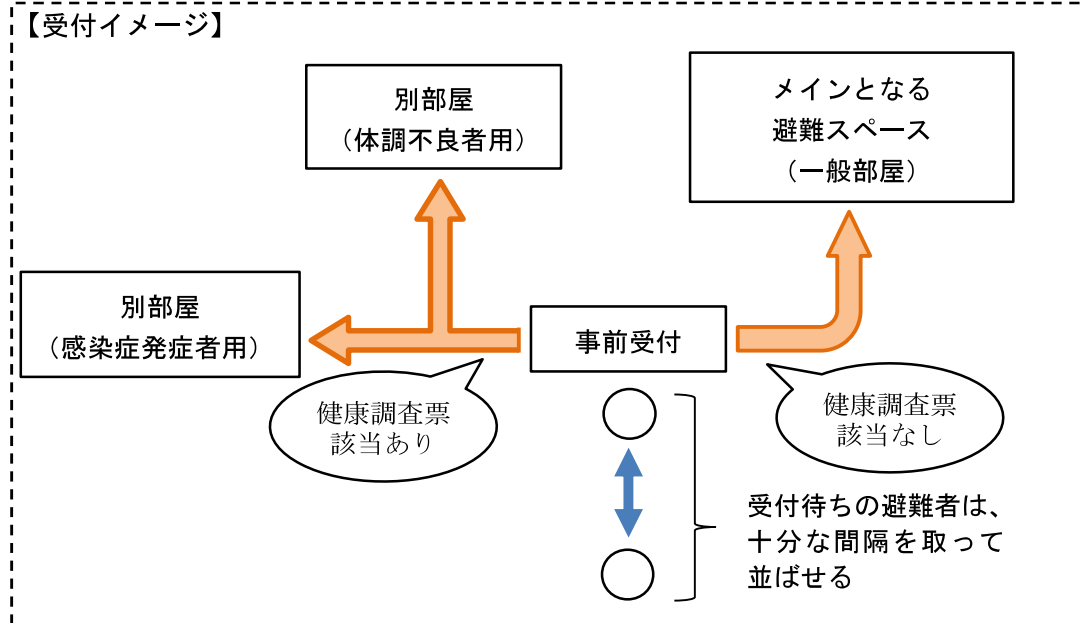
- 避難所等において、避難者が密接しないよう、また、体調不良者等を他者から離せるよう、できる限り多くの避難スペース（部屋）を確保する。



2 開設・受入準備

- 避難者の体調等を確認するため、避難所等入口の外に事前受付を設置する。
- 受付グッズ（名簿、健康調査票、非接触型体温計、アルコール消毒液、マスク（感染症発症者の方で着け忘れの方、その他着用希望のあった方用）など）を準備する。
- 受付での注意事項について、掲示する。
- 受付に、避難所運営スタッフ（区役所・支所職員、自主防災会スタッフ等）を配置する。
- 受付スタッフは、適宜マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋を着用する。

3 受入れ



(1) 受付

- 「名簿」に必要事項を記載する。この際、各避難者が避難している場所を把握できるように、記載する。

※ 高齢者、妊婦、乳幼児は、「名簿」により把握すること。



- 避難者のマスクの着用を確認し、着け忘れの方には備蓄マスクを渡す。
- 避難者に、手指をアルコール消毒してもらう。
- 「健康調査票」による健康調査、非接触型体温計による体温計測により、体調不良者等を把握する。

※ 「健康調査票」の項目1～10のうち、1項目でも該当があれば、体調不良者と判断する。発熱があるか否かは、体温計で計測した体温が「37.5℃以上」であるか否かを目安とするが、本人の申告も参考にすること。



- 健康調査において、感染症発症者か否かについて、聞き取りを行う。

感染症発症者については、マスクの着用を確認し、着け忘れの方には備蓄マスクを渡し、避難中の着用徹底や他の避難者との接触は控えるよう求める。

- 「健康調査票」で得た避難者の情報については、取扱いに十分注意すること。

濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、濃厚接触者は特定せず、法律に基づく外出自粛は求められなくなったことから、これまで実施していた、避難所等の受付時における濃厚接触者か否かの聞き取りや避難所等での分離（別部屋への案内等）については実施しないこととする。ただし、避難者から自発的に御家族等が新型コロナウイルス発症者であるなど、感染の可能性がある旨の申告があり、また別部屋での避難の希望があった場合等、体調不良者等の避難に支障のない範囲において、適宜別部屋を避難スペースとして活用することは差し支えない。

(2) 部屋への案内

- 体調不良者は、別部屋に案内する。
- 感染症発症者は、体調不良者の別部屋とは異なる別部屋に案内する。
- 乳幼児が別部屋案内の対象者となった場合、原則として、保護者ととともに別部屋に案内する。また、保護者が別部屋案内の対象者となった場合で、他に乳幼児の面倒を見る者がいない場合、当該乳幼児とともに別部屋に案内する。

4 運営

(1) ルールづくり

※ 避難所設営時のイメージは別紙の「避難所レイアウトイメージ」を参照。

- 受付は避難所の外に設置する。
- 出入口に近い通路は4mを確保する。
- 区画は世帯単位で行う。区画づくりは、適宜養生テープ等を用いて行う。
- 世帯ごとの区画の距離は、できる限り2m（最低1m）以上開ける。ただし、屋内用間仕切りテントを活用して区画づくりを行う場合は、距離を開ける必要はない。

※ テント内の床クッション用として、ラバースノコを適宜活用すること。

- 体調不良者等が居る別部屋と、一般部屋とは、可能な限り動線を分け、かつ、トイレも別にすることが望ましい。（動線は、交差しないよう、一方通行にすることが最も望ましい。）
- 別部屋は、可能な限り個室が望ましいが、困難な場合は、屋内用間仕切りテント等を活用する、距離を取るなどの工夫をする。

※ 体調不良者等に対しては、必要に応じて段ボールベッド（パーテーション付き）を活用すること。

※ 避難所運営スタッフが体調不良者等に対応する際は、適宜マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、カッパを着用すること。

マスクの着用を推奨する。(感染症発症者は着用を徹底する。)

※ 現在、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本とされていますが、避難所においては、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用を推奨する。ただし、感染症発症者については、周りの方への感染リスクが高いことから、避難所等内(別部屋に案内)でのマスク着用の徹底を求める。

○ 咳エチケットを徹底する。

※ 咳エチケット

咳やくしゃみをするとき、他人に感染させないために、マスクを着用する、ティッシュなどで鼻や口を覆う、とっさのときは袖や上着の内側で覆うこと。



○ 近接した会話は避ける。(避けられない場合はマスク着用が有効)

○ 手洗いは、ハンドソープを使ってしっかりと洗う。また、タオルの共有や、洋服で拭くこと等はせず、ペーパータオルで拭くことを徹底する。

※ 手洗いのタイミング

手が汚れたとき、外出から戻ったとき、多くの人が触れたと思われる場所を触ったとき、咳・くしゃみ・鼻をかんだとき、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後など



○ アルコール消毒は、効果を発揮させるため、手を乾かしてからの使用を徹底する。

○ 上記の感染防止対策に係る注意事項等について、掲示する。

(2) 衛生管理

○ 避難所等内、特に居住スペースについては、十分な換気に努める。また、換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。

○ ドアノブ等、人がよく触れる場所については、避難所運営スタッフが適宜消毒を行う。消毒には、次亜塩素酸ナトリウムスプレーを用いる。(金属は錆びることがあるため、消毒の10分後、水拭きすること。また、消毒の際は、十分な換気を行うこと。)



(3) 体調管理

- 避難者に「体調チェック表」を渡し、毎日、体調チェックを行ってもらう。また、適宜避難所運営スタッフが連携し、毎日、朝夕の2回、体温計測を行う。新たに体調不良が認められた方は、別部屋に移動してもらう。

※ 「体調チェック表」の項目1～10のうち、1項目でも該当があれば、体調不良者と判断する。発熱があるか否かは、「37.5℃以上」を目安とするが、本人の申告も参考にすること。

※ 体調不良者は、発症日から10日間経過した場合、一般部屋に移動してもらう。

- 新型コロナウイルス発症者の症状が悪化した場合等は、他の疾病と同様、ご自身の判断でかかりつけ医や、身近な医療機関へ相談するよう促す。



(4) ごみ管理

- 一般部屋は、事前受付時（もしくは食事を配給する際など）に、世帯ごとにビニール袋を手渡す。避難者は、ごみはその中に入れ、口を必ず縛り、避難所等の共同のごみ袋に捨てる。ごみ捨ての担当スタッフは、共同ごみ袋の空気を抜き、口をしっかりと縛ったうえで廃棄する。



- 別部屋は、個人単位でごみ袋を配布する。担当スタッフが廃棄する際は、適宜マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、カッパを着用する。

(5) トイレ清掃

- 清掃作業の際は、適宜マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、カッパを着用する。

5 閉鎖

- 使用した部屋等の、人が触れる可能性のあるドアノブ等について、避難所運営スタッフが、次亜塩素酸ナトリウムスプレーにより消毒を行うこと。（金属は錆びることがあるため、消毒の10分後、水拭きすること。また、消毒の際は、十分な換気を行うこと。）



No. _____

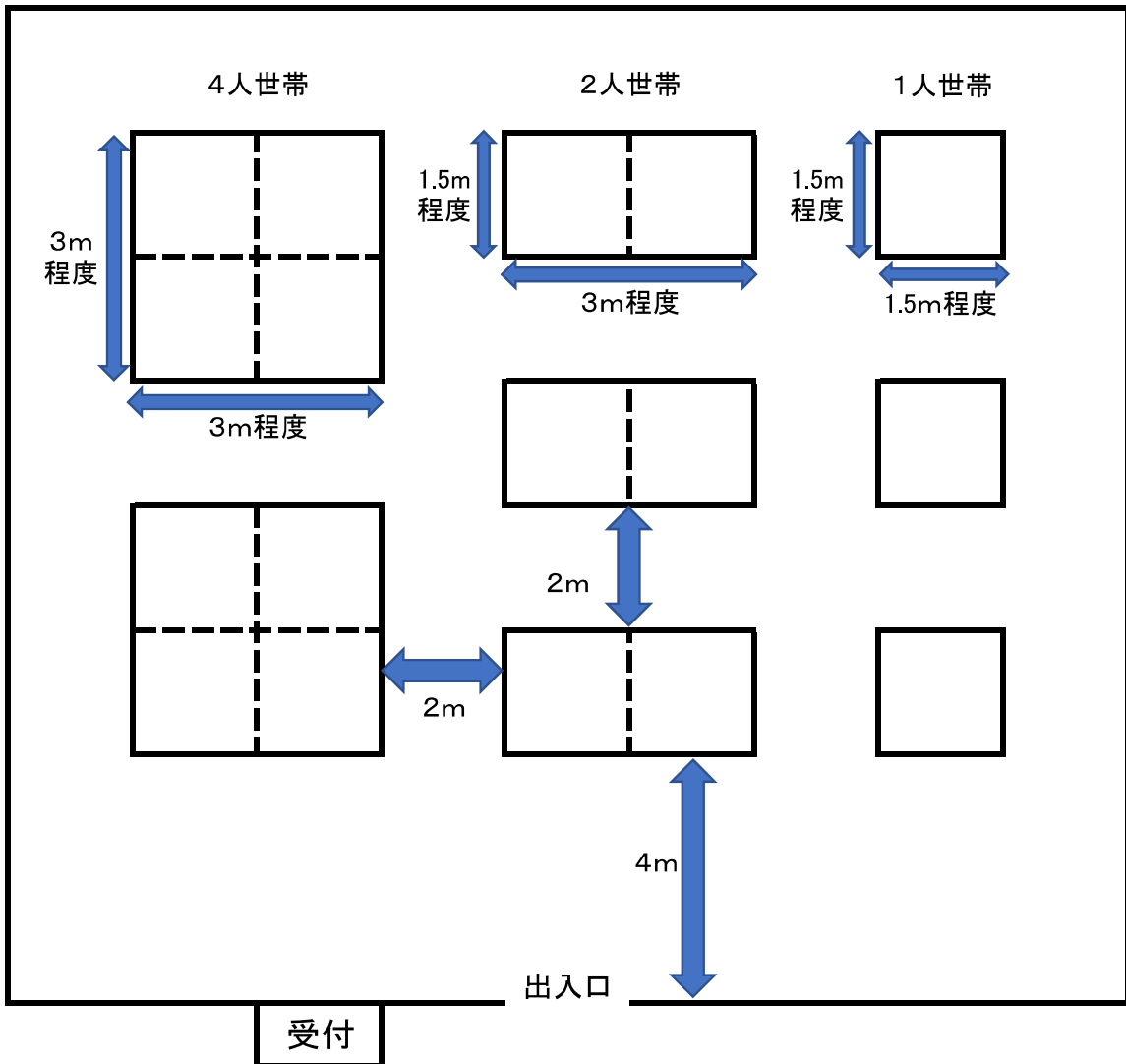
健康調査票

※ 当日の体調等を記入してください。

氏名 _____

1	発熱はありますか 【 °C】	はい・いいえ
2	鼻水・鼻づまりはありますか	はい・いいえ
3	せきやたんはありますか	はい・いいえ
4	のどの痛みはありますか	はい・いいえ
5	息苦しさはありますか	はい・いいえ
6	胸の痛みはありますか	はい・いいえ
7	全身倦怠感(からだがとてもだるい)はありますか	はい・いいえ
8	味の感じ方・においの感じ方に異常はありますか	はい・いいえ
9	下痢・腹痛はありますか	はい・いいえ
10	嘔吐・吐き気はありますか	はい・いいえ
11	新型コロナウイルス感染症の陽性者(発症後、10日間が経過するまでの方)ですか	はい・いいえ

避難所レイアウトイメージ



- 受付は避難所の外に設置する
- 世帯単位での区画を考える
- 養生テープ又は屋内用間仕切りテントで区画する
- 世帯の間隔は、できる限り2m(最低1m)確保する
(屋内用間仕切りテントを活用した場合は間隔不要)
- 出入口に近い通路は4mを確保する
- 体調不良者等は別室へ